

12月23日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻

自午前10時5分～至午後4時35分

2. 応招議員は次の通りである。

1番	伊保清安	2番	天久盛雄
3番	石川真六	4番	波名喜庸仁
5番	宮里敏行	6番	瑞慶寛朝村
7番	比嘉盛栄	8番	又吉正弘
9番	棚原寛信	10番	稲嶺正康
11番	安次富盛信	12番	大川昇
13番	知名朝司	14番	崎間正篤
15番	仲村春仁	16番	武島行男
17番	佐喜真弘	18番	比嘉義定
19番	宮城盛昌	20番	伊佐徳次郎
21番	仲村盛光	22番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定におき、議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長 島袋全一 助役 沢岨安一
収入役 奥里将俊 総務課長 吳屋好永

税務課長 仲村春信、住民課長 棚原盛真
厚生課長 伊佐友誠、農林課長 崎間政光
観光課長 古波巖信三、区画整理係長 新垣信
栄、建設課長 島袋善信、水道部長 仲村春盛
営業課長 奥里将弘、会計課長 多和田真一
工務課長 金城健栄、消防団長 大城仁幸
教育委員会会計係 知花栄幸

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。
事務局長 末吉健男、書記 島袋真由、
比嘉定治、仲村春史

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1. 議案第80号 宜野湾区教育委員会
体育指導委員設置規則について
" 2. 議案第82号 宜野湾市契約条例
について。
" 3. 議案第83号 宜野湾市財産及び
営造物に関する条例について。
" 4. 議案第84号 宜野湾市退職金
支給条例の一部改正について。
" 5. 議案第96号 宜野湾市報酬及
び費用弁償条例の一部を改正す
る条例について。
" 6. 議案第85号 期末手当の特例に
関する条例について。
" 7. 議案第87号 宜野湾市水道事業
給水条例の一部改正について。
" 8. 議案第88号 1968年度宜野湾
市一般会計才入才出進加更正

予算

- " 9. 議案第89号 1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算
- " 10. 議案第90号 1968年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出追加更正予算
- " 11. 議案第92号 宜野湾区教育委員会退職金支給規則の一部改正について
- " 12. 議案第93号 期末手当の特例に関する規則について
- " 13. 議案第94号 宜野湾市水道事業の契約方法の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- " 14. 議案第95号 1968年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算
- " 15. 議案第86号 宜野湾市保育所条例の一部を改正する条例について
- " 16. 議案第97号 宜野湾市税条例を改正する条例について
- " 17. 議案第98号 工事請負契約を結ぶことについて
- " 18. 議案第99号 工事請負契約を結ぶことについて
- " 19. 議案第100号 工事請負契約を結ぶことについて

議長 出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時5分)

議長 暫く休憩致します。(午前10時6分)

議長 再開致します。(午前10時¹⁰分)

議長 日程第1議案第80号宜野湾区教育委員会体育指導委員設置規則についてを議題と致します。本案については総務常任委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時11分)

議長 再開致します。(午前10時12分)

議長 総務委員長の報告を求めます。

総務局長 総務常任委員会の審査経過を御報告申し上げます。本議案につきましては、先きの臨時会におきまして、再付託になりました案件でございます。この不備な点につきましては、外の規則も関連する関係で、一応

外の関連する規則が当本会議に
おいて決定されましたので、それに関連
する部分について、検討致しました所、
報告書にございますように第4条の
ス号を一部改修正すべきであるとい
う結論を出して御報告した次第でざ
います。尚、質疑がございましたら、
それにお答えしたいと思います。以
上簡単に御報告申し上げます。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 外に質疑もないようではありますが、省
略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないうござりますので、本
案に対する質疑を省略することに致
します。

議長 本案に対する討論を許します。

議長 討論も省略したいと思います。御
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないので、本案に対する

討論を省略致します。

議長 では議案第80号 宜野湾区教育委員会体育指導委員設置規則についてを採決に付します。委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないので、本案については委員会案通り原案を一部修正して可決することに決定致します。

議長 暫く休憩致します。(午前10時17分)

議長 再開致します。(午前10時20分)

議長 日程第2、議案第82号 宜野湾市契約条例についてを議題と致します。本案については、総務委員会に付託してありますが、委員会より報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時21分)

議長 再開致します。(午前10時22分)

議長	総務常任委員長の報告を求めます。
総務委員長	<p>総務常任委員会の審査の経過について、御報告申し上げます。本議案は、議案につきましては、従来、工事執行条例と、それから議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、营造物又は議決に付すべき契約に関する条例の方にまわったところの条例で執行しておいた訳でございますけれども、絶えず議会におきましても、或は又執行する立場においても、しっくりしない面が多々惹起致しまして、前から議会においては、もっとすっきりした条例に改正すべきであるといったようなことを、絶えず指摘して参ったところの議案でございます。そこで、本議案につきましては、準則、或は他市町村の状況等も充分参考に致しまして、起案し、提案しているというような当局の説明を聞いた訳でございます。委員会と致しましては、決意の理由の中に述べてありますように、この条文上の不備、或は現行条例の条文、尚従来の契約する額面を大部増額にされております。そういうような実際の状況等も充分検討致しましたところ、一部修正して可とすべきであるといったような結論を出して、ご</p>

ございます。特に修正している部分につきましても、工事契約の予定価格が20,000ドル以上の工事になると、議員の出席議員の3分の2議決、議会の特別議決を必要とするというようなことが原案にはある訳でございますが、調べてみますと、現在20,000ドル位の工事は普通の工事だと、特に最近物価の上昇と、或は経済変動によりまして、20,000ドルという工事は別に重要視されるような特別議決に値するような額ではないと、いったようなことから、原案の20,000ドルを30,000ドルに引き上げて、普通議決でいいということに結論付けた訳でございます。更に第7条の語尾の方に、義務付けではなくして、あくまでも従来の取っておいたところの例として外に契約も公布するというようなことになっておりますけれども、これは去々本会議でもどなたかが指摘しておられたように当然義務付けであるべきではないかと、いったような考えからこれを義務付けにしております。以上が修正した部分でございます。尚、その他の部分につきましては、御質問にお答えしたいと思っております。以上簡単に御報告します。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 外に質疑もないようでありますので、
質疑を省略することに御異議ござ
いませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がございませんので、質疑を
省略することに致します。

議長 本案に対する討論を許します。

議長 討論を省略したいと思いますが、御
異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がございませんので、本案に
対する討論を省略致します。

議長 では、議案第82号 直野湾市契約条
例についてを採決に付します。委員
会の案通り原案を一部修正して可決
することに御異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないので、委員会の案通り

原案を一部修正して可決することに決定致します。

議長 日程第3、議案第83号、宜野湾市財産及び建造物に関する条例についてを議題と致します。本案について、本会議において、総務常任委員会に付託され、委員会より報告書が参っておりますので、一応事務局長を朗読せしめます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時29分)

議長 再開致します。(午前10時30分)

議長 総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長 審査の経過について、御報告申し上げます。本議案につきましては、議案第82号とも関連致しまして、82号を参考にしてこの議案の審査を進めた訳でございます。更に本件につきましては、市有財産の管理並びに運営といたような重要な条例でございますので、委員会と致しましても相当慎重にこの問題については検討を加えて参った訳でございます。特に当局が起草する場合の準則、或は他市町村の現状、或いは現在既に出っております

とこの營造物の管理の状況とい
ったような面についても検討を加え
まして、その結果報告書にございます
ように修正致しまして、可決すべきであ
るというふうな結論を出している款で
ございます。この修正した部分につ
きまして、簡単に御説明申し上げますと、
第7条の2号にありますとこの8,000
ドル、これは不動産以外の財産につ
いては、時価8,000ドルを越えるもの
につきましては、議会の議決を得な
ければいかん、ということでございます
けれども、しかし不動産以外の財産に
なると、色々ございますので、これはむ
しろ引き上げることが妥当ではないか、
といふような考え方から8,000ド
ルを5,000ドルに減額して修正をし
てあります。更に同条の2項4号、原案
では託児所ということになってありま
すが、現在、本市には託児所はあり
ませんけれども、既に保育所が2件で
きております。そこで、この保育所につ
いては、どうするかということが問題にな
った款にございます。当然、營造物
としてあるからには適用させるべきだ、と
いうことで、保育所を挿入してござい
ます。更に14条の中で、原案の建物を
目的とした貸貸借、貸付については、20
年以内といったようなことが去った本

会議も問題になつたかと思ひますけれども、これにつきましては今後原則として、建物を建築するという目的の賃貸はしないといつたような当局の考え方を充分反映せしめまして、この条文は一応削除しております。しかしながら、後から問題になつたことが出て来た訳でございます。現在或いは又将来これから政府の公共施設特に今予定されておりますところの真栄原の郵便局といつたような建物がどうしても恒久施設でないといけないといつたようなことから公共の用に供する場合は、この民法でいうところの賃貸借期間に基づいて、一応賃貸借をするんだといつたようなことを挿入致しまして、14条の1号は修正してございます。更に20条の1号、これは財産の処分でございます。取得も勿論重要でありますけれども、更に処分については、尚重要視しなければならぬといつたような考え方から取得につきましては、8,000ドルというふうにされておりますので、当然取得についても同額であるべきではないかということで、8,000ドルに減額致しまして、取得・処分同額に改めてあります。更に28条の1号の中で、これも譲渡であります。これは無償

譲渡、或は時価より安い価格で譲渡するという規定であります。その場合当然市内におけるところの公共施設とか、そういったような施設をするために譲渡する場合には当然でありますし、又これから政府の色々な施設を当地に誘致する場合にでも当然考えられることではございますけれども、しかしながらあえて、この条文の中に条項の中に政府に対して安く譲渡するんだと、或は無償で譲渡するんだといったようなことを積極的に打ち出す必要は毛頭ないんじゃないかと、むしろ政府に対しては、宜野湾市に負んぶされるというよりは、むしろ政府が地方自治体を育成すべきであって、これを無償とか、或は時価より安い価格で譲渡するといったような恩典を与える必要が全然根拠が見出せませんので、これは削るべきだといったようなことで、この条文は削除してあります。以上の通り、委員会と致しましては、相当慎重に検討して参って来ましたが、尚、色々の外の部分においても問題があるかと思っておりますので、一つよろしく御検討をお願い致しまして、更に御質疑にお答え致したいと思っております。以上もって御報告申し上げます。

議長 本案に対す質疑を許します。

14番 第6条 購入、交換、或は寄付を受け
る場合には必要な調査を行い、
物権の設定その他特殊な義務の
負担があるときは、これを消滅させ
ると、これは抵当権とか或は借地権、さ
ういった用益物権又は管公物権、相
手方を消滅させてから本市は購入、或
は交換、或は寄付を受けるといふ
に解釈できるんですが、そういうこと
ですか。

総務委員 その通りでございます。

14番 本市は相手方をし、これらの物権を
取り下げる権利があるはずで、取
り消しの場合には法律行為は初
めから存在しなかったことになり
ます。初めからそういう物権がな
かったことになると、その相手方
は、又相手方は大変な損害にな
る訳です。その辺はどうかですか。

総務委員 これは購入と交換、或は又寄付を受
ける場合、或は又それによって、取得を
する場合、当然該財産に対して私権
が設定された場合は、一応あらかじめ
調査致しまして、若しこれに御指摘のよ

うに抵当権が設定されておるならば、その抵当権を未消させまして、その後当然市は取得の手続きを取らんだという考え方に立つのが妥当ではないかというふうに考えております。

議長 暫く休憩致します。(午前10時45分)

議長 再開致します。(午前10時48分)

14番 第8条に不動産、船舶、その他の財産について、登録を要する。不動産の場合には登記が必要なんですけれども、登記の遅滞なくする手続きは取らなくてもよいですか。登録を要する権利を取得したときに手続きを取るという意味ですか。

総務委員長 これにつきましては、おっしゃるような登録も含めて解釈しております。登録もあるし、登記もあるというふうな考え方があります。

14番 登録の意味は登記も含んでいるということですね。

総務委員長 我々として、そういうふうに解釈しております。

14番 今先、委員長の報告で、第14条の1項を修正しておりますがね。これは民法の602条にいう短期貸借借由で何を目的としな^い場合。
(聴取不能)

総務委員 何ですか。

14番 5年、というふうに修正して報告しておりますけれども、民法の602条で言う短期貸借借由で植林を目的としな^いもの、その他の場合、短期貸借借由と解釈してよいですね。

総務委員 はい、そうです。

14番 第20条の3号、地上権、その他これに準ずるもの、とありますけれども、これは物権は全部指しますか。

総務委員長 法的にいうところの地上権というふうに解釈していいんじゃないですか。

14番 これに準ずるもの^{という}は、どういう範囲内のものですか。

総務委員長 これにつきましては、どういったものが対象になるか、又どういうものが現在あるかどうかについては、委員会とし

それはどこまでは聞いておりませんので、一応当局をして説明させたいと思っております。

助役 予定されますのは、耕作地みたいなもの。

14番 物権は全部含まれますか。

助役 これは土地であります。

14番 土地に関する物^件権は全部含むと解釈してよいですか。

助役 建物以外に供するという事は全て入ると思います。

14番 第24条、財産は、その取得、管理及び処分に直接関係ある職員に対して、これを交換、譲渡又は売却することができない、これはごもつともなことでござります。退職後も数年間、2年でも3年でもその制限を設けたらと思えますか、どうですか。

総務委員長 私の方からお答え致します。おっしゃるように、非常に重要な事項でござります。この制限されることの職員の範囲はどの範囲かといつたよう

な面から検討し、或は又当局に対して正した訳でござります。そこで市長が管理者でありますけれども、一応総務課長にその管理の委任を与えているということがありますので、どうしますと、更にこれから考えられますのは、委任された課長の指示によって関係する、或は又義務を取り扱う職員皆を一応対象にすると、その中でも総務課職員の中でも、全然これと関係のない職員は一応除外しようといったようなこととござります。更に今、御指摘の退職後の問題につきましても、委員会においても大部話題になった訳であります。しかしながら退職した職員に対してどの程度これが拘束できるか、といったような問題が生まれ、一応はこの問題については、原案の通り、というふうなことで、その外、又今の問題につきましても、当局の見解を一应当局をして説明させます。

助役 委員長さんの御説明の中で、財産の管理は総務課長に委任してあるという御説明でありましたが、これは積立金だけの委任でござりました。これはすべての財産の委任されているということではござりません。今その精

適用範囲は、総務課が財産の管理をする相当課になります。総務課長とそれからその中に管財係、いわゆる財政管財係がございませうか。そこが業務になっておりますが、その係全員、それから決裁をするとこの助役、市長、入るという解釈をしております。それから退職後の問題につきましても、これは法的に充分なまでの見解を何するのはいわゆる我々の力ではできませんけれども、これはしかし人権を拘束するという意味になるんじゃないかと私達は解釈しております。

14番 関係法律にはありますけれども、退職後も、例えば系統する会社には就職しないとか。

助役 退職した者に対して、責任を負わすということは、人権の問題になるんじゃないかという見解をもっております。

14番 第16条の第2号、借受人が市長の承認を受けずに、財産を目的外の用途に供し、他人に転貸し、又は故意若しくは過失により荒廃させた場合には、契約の趣旨に反するから解消するということがあります。しかし

転売がぬけておるようですが、転売の場合には契約の趣旨に合うという解釈をする訳ですか。

総務委員長 御指摘のようにその賃貸借契約の場合、やはりそこには、はっきりした目的がうたわれます。どの目的で賃貸借するんかと、その目的以外に使用した、或は目的以外に変えた場合には、当然それは契約の趣旨に反する訳であります。そこで、賃貸借でありますのでその物件を転売するということに対して、~~果して~~果して法的に拘束できるかどうか、といったような問題がある訳であります。そこで、それはあくまでも土地を貸す場合賃貸借でありますので、当然転貸すれば、その趣旨に反するんだから、その、できる物件、例えば家屋、その他營造物を処分する場合、それを果して法的に拘束できるかどうか、そういうことが問題になると思っておりますので、おそらくそれは法的に問題はならないんではないか、といったような見解に立っている訳であります。

8番 管第14条について、お伺いします。私の見解では、現行条例の建物を目

的とする場合、これはすなわち制限、規制の項目ではないかと解しています。現在のあれからしても、ただ土地は5年というふうに入った場合に、すなわち建物を若し建てた場合には、かえって規制条項がなくなつて、もっと民法にいう契約をしなかつたですね、年限になりはしないかと、その点についてお伺いします。若し、今までの情勢に違反した契約もなされたと認めてございしますが、後日当事者が変わって、5年を契約して、そして建物を造らせた場合には、かえって20年という年限を入れないで、かえって規制の条項がなくなるというような考え方に立つものですが、いかがですか。

総務委員長 お答え致します。只今指摘された面につきましても、委員会としては相当慎重に検討しております。ただ当局が或は市として今後建物を建築させる目的の前提で土地を貸すことはしないと、又やらない方がいいと、それよりはむしろその土地を市民のために処分して、そして又必要な土地を、どうしても市が必要であるというような土地を買うのが妥当ではないかと、又当局もそのよう

が考え方、意思表示をしております。そういっただうなことから、あえま、ここに建物を目的としたところの年限を20年とうたった場合に今後これをたまためにし、若し市内にある土地があるならば、20年がいいから貸してくれといっただうな場合には非常に困るといっただうなことから、今後建物は市有地には建物を目的としたところの賃貸契約はしないといっただうな考え方を充分取り入れまして、これについては。

8番 その趣旨はよく分りますかぬ、すぐそのまゝの条項をした場合には契約は5年と、土地の契約は5年と、ただそれだけしかうたってないので、結局は5年の契約をすればできるといふ解釈にも成り立つ訳ですよ。5年の契約をして、建物を建てた場合には、結局は最高の年限になるんではないですか。いわゆる20年という趣旨は、永久建物を建てさせないという規制からして、20年という年限を設ければ、たとえ建物を建てても20年以上は貸さないといふ一つのはっきりした条項がある訳ですが、今の改正の5ヶ年といっただう場合には、契約は5ヶ年です。しかし建

物を建てさせた、そうなった場合には、かえって現行法の原案よりは規制が厳しく、薄いと、規制をされないと、野放しになるということに考えられますか。

総務委員 5年と契約する、5年以内で契約する建物は、これは無効であります。母法でありますね。民法でいうところの建物を建てさせる場合に賃貸契約を5年か7年にした場合にですね、これは無効になるといったようなことで、5年とした以上はですね、建物の目的では貸せないと、又貸せないとというような結果になる訳であります。それは当局がどう代るとその条文にはですね、建築をさせるための賃貸貸付は絶対できないという条文であります。ですから、むしろ全面規制であります。建築に対してはそういう考え方に立っております。

8番 今のあれははっきりしておりますか。5ケ年は。

総務委員 はい、それはつまり、委員会の中で建物はですね、普通建物は20年、それから恒久建物の場合は30

年といったようなはっきりした民法の規定がありますので、それ以内ということになりますと法に抵触するんかと。

8番 建物においてはどうしてですね。普通の土地は5年と、それしかないでしょう。建物は20年、恒久建物は30年、普通の土地は5年、そこで、5年を契約した者に対しては建物を建ててはいけないという条項がある訳ですか。

森務本
員長 建物を目的とした場合にはですね、契約は20年と30年になっておりますので、5年という契約ではないですね。建物は建てさせられないという結果がはっきりするんではないですか。そういう考え方に立てたの修正であります。ですから今後は全面的に建物を目的としたところの契約、貸付はやらないという全面規制であります。そこで、但し書きの場合には、公共建物についてはその限りではないと。

議長 暫く休憩致します。(午前11時10分)

委員長～再開いたします。（午前11時11分）

3番～只今の質疑応答と関連いたしますが私が受ける印象では

これは委員長の説明、趣旨は分つている様な気がします。

只原案を一部修正したいという委員会報告であります

がこの修正したいという表言がいわゆる、現し方が何んだ

から今の様な誤解が発生しているというふうに私は考

えております。具体的に申し上げた場合に、第14条の1

号を欠のとあり収めるといふようになっております。

報告書には原案の第14条1号には、土地は雑物を目的

とする場合には20年という字くがあります。そこで、

その原案1号をどういふように修正するか、報告書には、

土地は5年とする。こういふようになってあります。原

案の土地は雑物を目的とする場合には20年という字く

をそのまま削除して、その代り土地は5年とするとい

ふ又におきかえることを意味するかどうか、その辺に

誤解をしているかと思ひます。若し今先の質疑応答のや

りくりであらば、委員長の報告で分る様な気がしますが、

しかしながら、その原案の20年といふところを5年に

代えた場合には、したかつて当然雑物は出来ないと

いふように解しやく出来ぬからさしつかえないといふ

様な趣旨の説明であります。これは全体にそういう

にはなりません。法解しやく上から5年を打ち出した

場合には原案の土地は雑物を目的とする字くを削らな

い限りは、5年を打ち出したとしても、これは打ち出さな

いと同じ結果であります。そこで、修正案で土地は5

年とする。只それだけの字くがありますが、この場合

は原案の土地は雑物を目的とする場合に5年、そう

いふように修正したい風解であるのかその辺の御説明

をお願いします。

総務委員長～大変詳しくよくご困りになつておられるならば、これ以上号を建物以下20年を全部削除してあります、そして、

3 番～ですから、あらかじめ申し上げました様に原案に対して修正案、若しくは修正すべきであるという報告を求める場合には原案にあるものの修正すべき箇所を具体的におしなげれば、そういう結果になります。従いまして原案の1号には土地の建物目的とする場合には20年、その他の場合には5年、それが原案であります。委員会はその1号について、どういふふうに修正したいのであるか、いわゆるはく然としているから、その辺をはつきりしてもらいたいと云うのが私の趣旨であります。

総務委員長～御説明申し上げます。先き程御説明申し上げました様に建物を目的とする賃貸契約はやらなすとすべきではないということでありまして、そして、あくまでも賃貸契約はこのその他の場合の5年ということば建物以外の貸付賃貸契約であります。

3 番～結局原案に土地は建物を目的とする場合に20年とありますが、これを修正するのは、土地は建物を目的とするという字くはそのままおくとおっしゃる訳ではない訳ですね。

総務委員長～はい、そうです。

3 番～それは削除する訳ですね。

総務委員長～はい、そうです。

3 番～削除すれば修正の意味は分ります。しかし、修正ではこれは聞いてありません。土地は5年とするということが、土地は建物を目的とする場合20年という字くは削除するという意味ですか。

総務委員長へはい、そうであります。

- 3 番～氏は22条であります。報告書には22条の1号中政府又は他の公共団体に譲渡するときとあるを削るところとなっております。そこで、原案を見ました場合に、原案22条の1号には公用又は公共の用に供するため政府又は他の公共団体に譲渡すよとき、これが原案の22条の1号の削りであります。そこで、その1号に対する報告書の中の修正第22条1号中政府又は他の公共団体に譲渡するときこの字くを削るとなっております。そこで、その字くを原案の22条の1号から削つた場合には、未だ残るのがあります。公用又は公共の用に供するためという字くが残っております。そこで、お聞きいたしますが、原案の第22条の1号中公用又は公共の用に供するためという字くを残していいという意味ですか。

総務委員長へはい。

- 3 番～それなら、お聞きいたしますが、これは条又、条例、規則もそれなりの条文体条があります。政府又は他の公共団体に譲渡するときという字くを全部削除した場合に、1号に残る条文規定は公用又公共に供するためという字くが残ります。そうすると、これは22条の本文を受けた条又でありますから、普通財産は別に掲げる場合に際り無償又は時価より安い価格で譲渡することが出来る。そこで、公共の用に供するため譲渡するですか。する時たつたら意味は分りますが。

総務委員長へ公共の用に供するために。

- 3 番～ためたつたら条文のあり方からまずいと思いますが、それが1点とすね、これは小さな問題であります。政府又は他の公共団体に属するという字くを削つた場合、今申し上げました様に残るのは、公用又は公共の用に供する場合

は、第22条の本文の通りさしつかえないということですね。

総務委員長～そうです。

3 番～それならば、政府又は他の公共団体に譲渡するとき、その場合は当然これは若し規定ですらよ。政府は当然公という機関であります。他の公共団体はいわゆる公共団体の機関になります。それを比較した場合、それを削除して残す、その前又公用又は公共の用に供するための中にあるところの公用又は公共という意味はどうかということですか。若し仮りに公用又は公共の用する場合は無償で若しくは何よりも安く譲渡することが出来る。こうなっておりますが、政府や他の公共団体にはそういう立場でやつてはいけぬという立場で削つてあります。しからば、公用又は公共の用に供するためにはさしつかえはないとしてある。そこで、お伺いしますが、中部商業高校みたいに政府が重野町市内に学舎を造りたいから土地を無償でやつてくれといった場合に、それはそこでいうところの公用に該当するかしらぬか。

総務委員長～該当します。これについてはですね。この条文中、政府というふうにしてはつきり積極的にくちから政府です。字くを打ち出していかどうかといった様なことが問題になつて誤つてあります。そこで、おつしやる様にこの公用あるいは公共の場合でもやはり政府は含まれるものと我々理解しやうしております。その場合こちらが積極的に誘致策を打ち出して誘致する場合はですねたしかに政府の施設であろうとその外の公共施設であろうとこの1号の公用又は公共の用に供するといふものに含まれるではないかというふうに考へて、政府ということを積極的に打ち出すべきでないということ、これは削除してあります。

3 番～第22条第2条でうたわれている所の第1号、趣旨はそのまま

まにしておいて、そこで政府という具体的名称を打ち出した場合は、箕野市の立場から有利にならないという立場で政府という字くは削つた方がいい、入れた方がいいという風味でありますね。

秘書委員長へはい、そうです。

3番～その意味でたつたら了解できます、先き様の点であります。が、14条の場合には、委員会は、今私が質問で指摘した点についても、それを考慮に入れたものを、この報告の通りいいという考え方でうか。

議長～休憩いたします。（午前11時24分）

議長～再開いたします。（午前11時39分）

議長～本案に対する質疑も大体つきた様であります。質疑を終結することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので、質疑を終結することにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。討論がなければ省略したいと思えますか御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので討論を省略することいたします。

議長～議案第8号箕野市財産及び公益物に関する条例についてを採決いたします。委員会の案通り原案を一部修正して用決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御英断がないので、本案については委員会案取り原案を一部修正して可決決定することいたします。

議 長～日程第4、議案第84号宜野湾市退職金支給条例の一部を改正することについてを審議いたします。本案については、前の本会議において総務常任委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が送付されており、ズーデン事務局長をして朗読せしめま。

議 長～休憩いたします。（午前11時48分）

議 長～再開いたします。（午前11時49分）

議 長～本案に対する総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会審査の結果を御報告申し上げます。御承知の様にこの条例改正は、母法でありますところの失業保険法の改正に伴いまして、その必要にせまられて改正をやらなくするんだといった様な議案内容でございます。この議案の内容につきましては、失業保険法が適用されない、その適用から除外されるところの地方自治体市町村においては、独自でこの条例を改正しなければならないといった様な経緯がございます。この条例が出来た訳でございます。そこで、この失業保険法そのものがやはり趣意してこないとか何にかしらこの条例の内容等には入れなかつた訳でございます。しかもなから限られた期間において失業保険法、母法であるところの失業保険法を趣意するといった様な時間則条ゆりもございませんのでしたし又適用される分につきましては、当局を説明を十分聞きまして、審査をした訳でございます。その結果乍らに改正しなければならぬという様な観点に立ち更にこれを改正することによつて現在あります所の適用が受けられない箇の適用をおん点を受けるといった様なことで原

案をそのまま認めるべきだということで、委員会としては
粘着付けてございます。どうか充分検討していただきだ
まして、同たりの分については御質問にも答えたい
と思っております。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～外に御質疑もないのでありますので質疑を省略したいと思
いますか御答覆ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御質疑がないものと認め、本案に対する質疑を省略するこ
とにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが御答覆ございませ
んか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御質疑がないものと認め、本案に対する討論を省略するこ
とにいたします。

議 長～議案第 8 4 号、長野市退職金等支給条例の一部改正する
条例についてを採決いたします。原案通り再決することに
御答覆ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御質疑がないので、本案については原案通り再決決定いた
します。

議 長～休憩いたします。(午前11時54分)

議 長～再開いたします。（午前11時56分）

議 長～議案第95号、期末手当の特例に関する条例についてと、
議案第96号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を
改正する条例について、一括議題といたします。
本案については、総務委員会に付託してありましたが、
委員会より報告書が参つておりますので、一応事務局長を
して附説せしめます。

議 長～本案に対する総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～同案件同時議題として審議に付されておりますので、
一括して委員会での審査の経過について御報告申し上げます。
議案第95号につきましては、国交によるところ
の期末手当の増額分に対して、特例条例を改定して支給
するという内容であります。これにつきましては各りん
波市町村の現況あるいは国交によるところの結果につき
ましても一応資料をもとにして審査をした訳であります。
そこで、結論といたしましてはこの増額して支給す
ることにつきましては妥当であるというふうに認めてお
ります。どうぞ、ユツその様に御検討願います。更に議
員の期末手当の問題でありますけれども、これにつきま
しては、理由の中に述べてあります様に非常勤である
ところの仮所一級議員と議員も含むところの非常勤の期末
手当等につきましては、当然別個の立場で支給することが
望ましいということで、原案に示のされておりますところ
のこの割合についても妥当であるというふうに認めて
おります。以上簡単に御報告申し上げます。詳細のこと
については百僚方の質疑に答えたいと思つており
ます。よろしくお願ひします。

議 長～休憩いたします。（午前11時59分）

議 長～再開いたします。（午後0時1分）

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～本案に対する質疑を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する質疑を省略します。

議 長～議案第96号に対す討論を求めます。

議 長～討論も省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案に対する討論を省略いたします。

議 長～議案第96号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。原案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案については原案通り可決決定することにいたします。

議 長～議案第85号に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の戸がございりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので本案については討論を省略することにいたします。

議 長～議案第85号、期末手当の特例に関する条例について決を採決に行します、原案通り可決することに御決議とさせていただきますか。

(決議なしと呼ぶ)

議 長～御決議がないので本案については原案通り可決決定することに決定いたします。

議 長～休憩いたします。(午後4時32分)

議 長～定正数に達しておりますので、从今より午後の会議を再開いたします。(午後4時5分)

日程第7、議案第97号、宜野湾市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします、本案については建設常任委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が送っておりますので、一応事務局長をして閉会せしめます。

議 長～休憩いたします。(午後2時0分)

議 長～再開いたします。(午後2時7分)

議 長～本案に対する建設委員長の報告を求めます。

建設委員長～建設委員会の審議の経過報告を申し上げます。

本条例の改正は前の臨時会の場合に諮問として出た事項でありまして、我々の審査過程においても、この点において充分審査した訳りであります。従来メーターの使用料と基本料金というのが別々になっていたために算定の場合にも又、伝票を起す場合にも別々になっておりまして、実質上備後家からの料金の額は同じであるが、2本立になって事務処理上大変困るという面、合理化の面で実質上備後家の

負担が何にも変わらないのでかえつて熊安家の大口のメーター25ミリ以上40ミリのメーターにおいては、実質上料金は安くなる訳けてあります。年間100ドル内外の料金は安くなりますが、事務の合理化の面におきまして、それ以上の利益になるという面て我々の委員会といたしましては、原案通り可決すべきである、はつ則適用てございませうが、この件につきましては、条例を適用するという条例を入れたのは、外に4つかのばつ則はございましたが、それ以外に条例に違反した聯合のばつ則がない、例えば、用途の変更をしても、それに対する申旨がないとか、あるいは施設の消火せんを使う聯合に一応条例には非則がありますが、それを勝手に使つた聯合のばつ則もない、あるいは給水装置の名義を変更するということもありませんが、それもやらない聯合は、ばつ則がないという面て、条例で規則はされているばつ則がないという面てこの点は適用していいんではないかという訳けて、原案通り決定した訳けてあります。以上の通りて審査の過程の概要を申し上げましたが、その外質疑がございましたら、質疑に答えたいと思つてやります。

議長～本案に対す質疑を許します。

議長～休憩いたします。（午後2時14分）

議長～再開いたします。（午後2時16分）

議長～質疑がなければ省略したいと思います御異議ございせんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございせんので、質疑を省略することにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論も省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第 7 号、直野市水道事業給水条例の一部改正についてを採決に行します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案については原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第 8、議案第 8 号、1968 年度直野市一収会計才入才繰追加更正予算についてを議案といたします。

本案に対する質疑を許します。

議 長～休憩いたします。(午後 2 時 20 分)

議 長～再開いたします。(午後 2 時 4 分)

議 長～本案については、一応質疑の授権で継続審議といたします。

議 長～日程第 9、議案第 8 号、1968 年度直野市公有水面埋立事業会計追加更正予算についてを議案といたします。本案については、前の本会議において議決委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が送付されておりまして、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～休憩いたします。(午後2時25分)

議長～再開いたします。(午後2時26分)

議長～建設委員長の報告を求めます。

建設委員長～常任委員会の御報告を申し上げます。

調査第89号におきましては、調査の過程におきましては附帯意見にあります通り護岸の天塹を一致させる点と、始めの内に計画が見積りがあやまつたということの追加更正はありませんが、内容におきましては、護岸の天塹を合す点におきまして、住宅公社の護岸の工事が基準点をあやまりまして、あさくなりまして、約47センチ、本市の護岸より上につつまれているためにそれから上に積み上げたために47センチ位天塹が上つたと、政府の認可の段階で天塹を合すということになって、強行のみに合す面が我々自体として問題があるとしかし、これは向こうの問題であります政府が許すという自体も問題あるんだと、間違つた強行をして政府が認めた様に出来かどうかこれは住宅公社のものでございますのでおたがいの護岸自体は非常に強行にがんばるように出来ている様であります。現場も行って見た訳であります、問題になるのは、新川設前の段階で伊佐浜から堤防の排水がさえ切られておまして、そこから埋立ることによつて、そこからの排水とすることを考えて一応排水路は出来ているが、そこに刻して護岸から旧護岸を横切つてのあんきよを排水というのを見積つてなかつたという自体もその分の設計の変更と見積りでありまして、もうユツは川をさらえることによつて一応、約200坪の土量をそこから埋立てるという訳で始めの計画であつた様であります、その川の市が計画した部分において個人所有の土地があるという面をそこを取るはずの計画でやつていると、しかしこれも設計見和りの段階で充分調査してあげば、個人所有の土地から、そういう取る様な計画もやになかつたんではないかという面でのよつたは当局は綿密な計画がなかつたという面ぞミ

スであります。先きの天龍階の天橋を上げることによつて600ドル、それからきやく土に変更した分て約600ドルそれからあんきようを返るのが200ドルで全部て約1,300ドル位かかるようです。更正は1,100ドル余りになつておりますが、実費は1,238ドルになつておりますが、実際は1,300ドル余りになつております。始めからこういう様な節密の計画を立てておけば、護岸の問題は別にしましても、あんきよう、排水の問題はきやく土の部分においての追加工事とそういう面も充分、小さい部分的な埋立てでありましたので、これだけの損害で追加工事で済んだんだが今の認可なつている所にこういうミスが働いた場合には、ばく大な追加工事をやらなければいけないという目体が起るので、その点充分注意する様に我々委員会としても要望している訳でございます。

以上申し上げまして、審議の御報告に代える次第でございます。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～休憩いたします。（午後2時30分）

議 長～再開いたします。（午後2時31分）

議 長～外に質疑もない様でありますので質疑を省略したいと思ひますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がない様でありますので本案に対する質疑を省略することにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の戸がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案に対する討論を省略することにしたします。

議 長～議案第89号、1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算についてを採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案については原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第10、議案第90号、1968年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計才入才出追加更正予算についてを議題といたします。本案については、12月18日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託いたしました。委員会より審査結果報告書が参っておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～休憩いたします。(午後2時43分)

議 長～再開いたします。(午後2時36分)

議 長～建設常任委員長の報告を求めます。

建設委員長～議案第90号に対する建設委員会の審査の御報告を申し上げます。決定の理由にもございますが当初予算の単独の変更と設計工事場所の変更によるもので、本予算に対しては、更正に対しては我々委員会として不審も非常にも不審であつた訳であります。しかし、この額を現場も

調査し、又手を入れてやつた場合には現在の体制でさえもこの工事の執行が出来るかどうかという面で内部の事情を調査したために感じ取つた訳であります。と申し上げますのは結局初日20日だつたと思ひますが、一応この問題を審査した訳であります。その時に都計課長代理の出席を求めて審査をやつたのでございますが、特別会計であるために課長代理では内容は分らないといふことでしからばだれが分つているかといつた場合に都計課長と二人でいかならないといふことでございませぬ。都計課長が出席いたしてありますので、都計課として直接そこにタテマしている職員は真正の内要自分で一応工事する以上は、その内容を知つてゐるはずだから、だれも職員は呼んでくれと職員一人も分らないといふ様な状態で、全然この問題においては課長と係長以外には分らないという状態でありまして、結局五つた9月の議会でつたと思ひますが毎日視察して、政府に補助申請をするための内容であつた様であります。これをするために毎日視察をしていてと懇話する以上は内容は分つておいての懇話だと思つてどうか、職員もこれに對して分るのはいないといふことで、榮してかういふ体制で執行出来るかといふことで私も感じ取つた訳であります。今度の場合の道路きよらりよう費の中 30,924 ドルという面におきましても、都市計画におきましては、これは4本の道路になつておりますが、この分は現年度で執行するんだという訳で当初予算は組んだ訳であります。これが別の計画では、整地工事の状況といたしましては、今新城の牛場の帯に残つて居る所の費、そこは直営工事やつて約8,000 ドル位いの予算で見積つた訳でございます。しかしこれがいろいろ政府とも調整した時点におきまして、それが当局では4割の岩盤を見ておつたが、政府が9割の岩盤だということになつた。これは直営では出来ないといふことで請負工事に回したためこれから誤差が繰て来たといふ。又、ふたば幼ち園の方が請負に回してその分はバク飯工事でやろうといふ当初予算

計画であつた様でありますか、結局そこは民衆地帯に近いので、ハク敏工事が出来ないと一面で全面的に当初予算の時点と相当するが出来たとし、現場を行つて見た場合して、結局今の道筋は米年戻しということになつてこれは受け入れ体制に大きくひびくことはないかという面を調査しましたが、これは今のわかば坊ち町一帯をくずさんと出来ないと今年いつばいても、これは出来る様な状態ではないし、そこの方の道筋の部分のハイが相当かかるのかある訳です、その相模さえもまだやつてないと、どうして予算はそのまま残しておいても酒造工率というものはおつかしいということも考えまして翌年一日も早く受け入れをするならば、整地工率を先にしなければいかんという面でも今度の更正の場合でも整地費に回したのが必要な額だということ、そういうのは道筋を一部分受け入れの場合には、相当の交際はある訳であります、しかし整地工率をやるためにおいて、その他の部分も一日も早く受け入れが出来るということを考えまして、この見取りにおきましては、充分検討する余地はございませんでしたが、しかし、この蒸餾自体がどういふ蒸餾でどうなつたかということも職員からは求めることは出来ないと期を置いてこの面の見取りの内容その他を聞いた訳であります、結局請負に回した場合には、始めそこは0,530ドルで直営の事業としてやろうという見取りであつた様であります、これより前まで岩倉だということ、これは請負工率に回してさせるということになつて大体31,839ドルというのを見取つて居る様であります、そこを直営とする場合、どの位で出来るかと22,115ドルと、直営でやる場合は出来るんだが、しかし直営の場合にはそれ以上いふ様な経費がかかつて請負に回すよりの向くつくんだということでありまして、そのどういふ面で、運搬、整地等という具体的な資料を検討する時間とをございせんしてしたか、しかしこの執行の面において、我々は充分なるものは出来ないと、当面に対して、充分監督してその面は執行する様に申し入れてある訳であります。

もうひとつは先き程申し上げました様に追加道路計画も現年度でやると、始めの計画によりますと4ヶ年事業でございまして、3ヶ年で本年は済んで来年は、毎の積算事業だけ残るんだという始めの計画でございましたがそれが相当くるいまして、来年も一ぱい工事をしなればいかないうちでないかと、あるいは、これは来年度でも、これは完成出来るかという面で、今の計画の状況体面ではあやふまれの状況でありましてこの点につきましても、当届に対してその措置とかいうものを充分申し入れてある訳であります、その他につきましては、百様の御質疑にお答えしたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を許します。

- 1 番～本件については現場も回つて調査されてございますが、戻年度へ回すという点4つの道路、4つの道路は先き程の当届の答弁ではその理由として、土比計算の問題があつた、それから障害物もあつたということを知りておりますがどういふことで戻年度に回したという大きな理由はどの辺にあるか。

建設課長～障害物が約10件位の家が10といふ新作物が14件補償対象になつております。これが未だ解決もつかないし、その分は段になつておまして、道路だけ上がることになつております。その面におきましては、充分なる対処がされてないと、計画見直しはされて、予算は組まれておるが、未だそこまでは気がついてなかつたことこれからというんですが、これから手を打つて補償とか、この予算はおいておつても執行出来ないと云ふ様な状況も我々は見まして、この辺は一応は区画は出来ている形ではありますが、そこは全然整備もされてない、その整備を一応させてこちらは小学区予定地である様ですが、その岩盤をくずすこととかは始ち園地所に直轄でさせる

という面を進めてこの道路だけ米年回しということとさせていただきますが、しかし、これについても1年でもずれたら問題があるが、官柳と薪でつ込んでこの解決策をやらなかつたら、今の難歌課の状況では、非常にあやふまけている状態にありますので、その点よろしくお願いします。

- 3 番～今の問題と関連しますが、雑物その他工作物に対する補償この補償はまだ手をついてないという説明がありますがこれは関係者と話し合いはまだ入っていないということであるか、それとも話し合いには入っているが関係者と市役所との間に一致点を見出せないのであるか、その辺を説明願います。

難歌委員長～お答えします、この件につきましては、一心かかりますよという面では連絡はしてある様であります、正式に話し合いまでは話しは進んでないとかかりますという図面の指示はあたえているが正式に話し合いまでは行っていないと

- 3 番～区画整理地域内における所のいわゆる撤去すべき雑物その他工作物の所有者その他関係者に対してはそこは区画整理上撤去しなければいけないからということとそのことだけを告げているということですか。

難歌委員長～家の10とうと工作物の14件はそうでありまして蒸の方はだいぶ進んでおらずしてほとんどわかば幼虫園にひとつですか。新坂の牛糞のところは2蒸その3蒸残っているだけでほとんど蒸の方はかたずくではないかと、しかし工作物の場合にはハイがかかるとか、あるいは家がかかるのがまだその折衝の段階に入っていないということとさせていただきます。

- 3 番～雑物及び蒸以外のその他の工作物補償額に関する限り全然関係者と話し合いはまだやってないということですね。

建設委員長～その点が我々もはつきりやつたとか、やらんとか、
事情を察で何にした場合には知らした程度でございましてと
いうことになつて我々もそう受け取っております。

3 番～結局そういうふうに取り取つていいですか。

建設委員長～はい。

3 番～撤去すべき物件、該当物件の所有者に対して、区画整理上
そこは撤去しなければいけないとか、それは何時頃までに
撤去しなければならぬとか、補償は適当な補償をやるこ
ういつた様なことで相手に告げるまではしてあるが、補
償に対する関係者との話し合いはまだ入つてないんだとこ
ういふふうに押しやくしてよろしうてすねえ。

建設委員長～はい、よろしいです。

3 番～おくれた舞田は、建物その他の撤去その方面がおくれてい
るということも区画整理事業のおくれた舞田になつており
ますか。

建設委員長～たしかになつております。本年一はいの予算で前年度
予算の中に最後のこれだけの補償費は今年度で全部終ります
ので結局問題は政府との調整だということとございます
が、しかしこれは当初予算は7月から決定いたしております
して実際政府の調整がちかごろやつたというんですが、そ
こにすれがあつたんではないかとも考えられますが、しか
し当初予算の組合にもうすでに補償費も予算に組まれてい
ることだし結局手をつければ、今頃は出来よつたというこ
とですがその面の折衝がまだなされてないということを我
々は充分感じ取つたところであります。

3 番～当局にお聞きしたいと思つております。平たんな場所では、
運動場みたいな所で区画整理事業をやる場合にはそこに樹

米上つた前回はそのままそれに従つて着工すれば問題は
ありませんしかし、そこに建物の他にいわゆる工作物があ
つた場合には、工事に着手する前に前提条件として、まず
撤去させるそれは、そういう区画整理事業に対する何んで
あります。まず最初に行つて行かなければいけないのは、
撤去であります。撤去するには適当な補償額を相手に支払
わなければいけません。今の委員長の説明によりますと
撤去すべき物件に対して関係者に通知してあるが、その
撤去すべき建物その他の工作物も補償の問題で決するた
めに話し合いがまだ入っていないというふうに我々は勝し
やくしてありますが、当局はその様な状態ですか。と申
しますことは、補償において両方の間に合意が一致しな
ければ、撤去は出来ないとあります。強制執行をし
ない限りは、そこで撤去するその前に、当然合意
に達して置くべき補償額の折衝はまだやつてないのであれ
ばやる意志があるかどうかその辺をまじめに答えて下
さい。

市長～お答えします。おくれた理由については委員長から話しが
ありました通りであります。今年度においてそれを充分
話し合いをつげずましてそして来年度予算を成立させる場
合に支障のない様に行きたいと

3 答一私が今魚屋をしぼつてお聞きしておりますのは、どう
しても撤去させなければ区画整理事業は前回は突加
てきないはずであります。すなわち、撤去すべき物件に
対しては当然の問題として、補償額について関係者と話
し合いを、いわゆる折衝しなければいけません。撤去す
るか折衝したことがあるかどうか。あります。撤去す
べき物件はこれこれであるということは関係者に通知は
してある。今その様な説明であります。その訳には当然
補償がいくらであることは当局が設定している補償額を
相手に納得してもらふ承諾してもらふためには、何にも
くは承諾は得られないはずであります。

承諾させるための話し合いをもちかけたことがあるかどうか、私が質問しているのはその点であります。

市長～通知はして、具体的な計画は今まで入っていない訳です、それで来年度予算の成立までに充分計画やつてゆきたいというふうにしております。

3 番～と申しますことは、委員長の報告にもありました様に、すでにあらかじめ設定してあつた期間内では、もちろん出来るとは私も思つておりませんが、どの位いつ時点において、そして、現状のままであるならば、あらかじめ定められた期間にどの位いなされてる見通しですか、区画整理事業は年度計画を立てて巡回されつつありますが、4年度の計画であつたのか、5年度であるのか10年度であるのか、と申しますのはそれ以外の区画整理工区に対してその期間だけそのまま巡回させられます、大体どの位おくれるということは執行当局は我々は知つておかなくてはいけませんそしてここにおいて我々が進行する様説明しなくてはいけません。

市長～建物、その立退る家屋の問題については来年度予算成立までに大体かたすけて、やる取りで済みますけれどもなかなかこれが思う様にいきませんで、大体10年度位はそういう問題でとられるのではないかと考えております。

3 番～当初設定した期間よりは、およそ10年度間位はおくれる、これは今の当局の見通してありますね、はい、分かりました。

議長～質疑もつきたようでありますので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御興味がないので、本案に対する質疑を終結することにしたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

8 番～議案第90号、1966年度重野市土地区画整理事業第二地区特別全戸才入才画追加改正予算に対し討論を行います。本改正予算は2月の道路橋りゆう費を減らし、そして整地費が増になつておりますか、これは私当然なあれと思ひます。すなわち整地をせずして道路が危れるものではありませぬそこで、当然整地費の方が鉅きであると思ひますしかしながら、總体的に考へて見ました場合に特に都市關係に關する予算を考へた場合に前回のない予算の前上である。そういう様な事が受けます。今先きも申し上げましたが、すなわち当初予算においては、整地費を少なく、そして、道路工費を多く見積つた。すなわち整地をそいふ意味で。

8番 机上の計画であると言う様な
感が受ける次第でございませ
ん。そこで今後は単なる机上の
プランでなくして実際に現場を
調査し、そして充分なる計画を
自ら設計なさしめような事か
ない様な充分なる設計をた
てておきたい。そこを要望致
しまして、即ち予算を計上した
いことには、仕事が出来ませんの
で、今言った点を今後の要望
と致しまして、委員会案に賛成
致します。

議長 変わったご意見な様でござ
いますので、討論を終りたい
と思っておりますが、異議ござ
いますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 異議ございませんので、表決
に付します。議案第90号、196
8年度宜野湾市土地区画整
理事業、才る地区特別会計
才入才出追加更正予算を採
決致します。原案通り可決
する事に、異議ございません
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ご異議ございませんので原案通り可決することに決定致します。

ク 暫く休憩いたします。(15:4)

ク 再開いたします。(15:5)

ク 日程第11議案第92号宜野湾区教育委員会退職金支給規則の一部改正についてを議題と致します。

ク 本案につきましては、質疑並みに討論を省略致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク ご異議ございませんので原案通り可決することに決定致します。

ク 日程第12議案第93号期末手当の特例に関する規則について

は12月18日の本会議において
維絶審議となっております。本
案を再々上程致します。本案
に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(15:6)

ク 再開致いたします。(15:6)

ク 本案につきましては、質疑並
に討論を省略したいと思
いますか。ご異議ございません
か。

(異議なしと呼ぶ)

ク ご異議ございませんので討
論と質疑を省略致します。
議案第93号を表決に付しま
す。原案通り可決することに
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク ご異議ございませんので原案
通り可決することに決定を
致します。

ク 次は日程第13.議案第78号

宜野湾市水道事業の契約方法の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして12月18日の本会議で継続審議となっております。本案を再び上程を致します。本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(15:17)

ク 再開いたします。(15:17)

ク 本案につきまして質疑並びに討論を省略したいと思っておりますが、異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 異議ございませんので、質疑討論を省略して表決に付します。

ク 議案第24号宜野湾市水道事業の契約方法の特例に関する条例の一部を改正する条例について表決に付します。原案通り可決することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 今異議ございませんのでま
って原案通り可決すること
に決定を致します。

〃 日程才14 議案才95号 宜野
湾市水道事業会計追加更
正予算については12月18日の
本会議において建設委員会
に付託してありますか審査の
報告書が参っております。委員
長の報告を求めます。

建設
委員長 この案件は役所の場合にも
追加されました期末手当の増
と例の問題処理後の収
拾策のために超勤を多くと
ってその超勤の更正でござ
いましてこの面につきましては、
又地区の場合には問題は
ございましてか水道部の
意欲的の面で超勤をや
るのは充分そういう仕事の
熱心さでいいんじゃない
かと言う面で我々は水道
部に対しては住民へのサー
ビスをする様に致しまして
本予算を原案通り可決し

た訳であります以上報告を
終ります。

議長 暫く休憩いたします。(3:16)

〃 再開いたします。(3:16)

〃 本案につきましては質疑もつき
た様でありますので質疑を
終りたいと思っておりますが、ご異
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ご異議ございませんので質
疑を終り討論も省略した
いと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ご異議ございませんので討論
を省略しまして表決に付し
ます。

〃 議案第95号 1968年度宜野湾
市水道事業会計追加更正
予算を表決に付します。
原案通り可決することに

異議 ございますか。

(異議 ないと呼ぶ)

議長 異議 ございませんので、原案
通り可決することに決定を
致します。

▷ 日程才15 議案才86号宜
野湾市保育所条例の一部を
改正する条例につきましては、
12月18日の本会議において
経済民生委員会に付託して
ありましたか報告書が参って
あります。委員長の報告を求め
ます。

経済
委員長 只今報告致しました通りであ
りますか 経済民生委員会に
おいては去った7月6日に委員
長 副委員長が辞任致しま
して 正副委員長 空席のまま
でありましたか 21日の委員会
で審議事項と致しまして正
副委員長の選挙について慎重
に検討致しました結果この
様に長い時間を要しまして
本件の審査迄致さなかつた
事でございます。以上で終

ります。

議長 暫く休憩いたします。(15:28)

ク 再開いたします。(15:30)

ク 只今委員長の説明がなかったとありであります。それで本案の返戻を認めることに異議をいいますせんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 異議をいいますせんので本案を本会議に返戻することに致します。本案を再議案第86号を上程致します。質疑を許します。

ク 暫く休憩いたします。(3:30)

ク 再開いたします。(3:31)

ク 本案につきましては質疑討論を省略したいと思ひますか異議をいいますせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 〇〇異議 〇〇ありませんので、質疑、
討論を省略して表決に付し
ます。

ク 議案 86号 宜野湾市保育所条
例の一部を改正する条例に
ついてを採決致します。
原案通り可決することにご異
議 〇〇ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 〇〇異議 〇〇ありませんので、原
案を可決することに決定致
します。

ク 日程 才16 議案 才97号 宜野湾
市税条例を改正する条例に
ついてを上程致します。

ク 暫く休憩いたします。(3:31)

ク 再開いたします。(3:32)

ク 本案に対する理事者の趣旨説
明を求めます。

事務課長 現行の条例では規則によって
11.7.1.の加多くさん〇〇

いましてと申しますのは、様式関係がそれに入っております。現在各市町村におきましても又本市町村におきましても事務改善がどんどん進んでおりまして様式の改善等されております。宜野湾市におきましても昨年からの事務改善の一環といたしまして、電子計算センターに事務委託しまして現行の様式は全部違っておりますのでこれを規則に入れると言う事ともう一つは現行の納期限の問題でございしますが現行条例のとおりではどうしても執行出来ませんのでこれを全面改正しております。それから固定資産税の母法の中に固定資産の免税と言うのがございしますがこれは固定資産の市町村条例の中には固定資産が25カ、土地が25カ、家屋が25カ、償却資産25カ 各々25カに満たない分については免税しなければならぬという規定がありますか。本市におきましては、こう言うのも現在課税してありますので、これを

免税点にまつていくと、それから
村時代の条例でございまして
この中に村長というのか、多く
さん入っておりますので、全面的
に整備しまして改正しよう
と言う様なことあります。

議長 本案に対する質疑を許します。

〃 暫く休憩いたします。(15:34)

〃 再開いたします。(15:35)

〃 議案第⁹⁷~~7~~号につきましては、質
疑の段階で総務常任委員会
に付託したいと思っておりますか
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ご異議ございませんので、総
務常任委員会に付託致しま
す。なお審査の方法は閉会
中に審査していただき、次の
定例会までに報告していただ
きます。

〃 暫く休憩いたします。(15:35)

議長 再開いたします。(15:35)

ク 次は日程第11議案第98号99号、100号工事請負契約を結ぶことについてを一括上程致します。

ク 暫く休憩いたします。(15:36)

ク 再開いたします。(15:41)

ク 以上3案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役 提案してあります工事につきましては去った18日の入札を執行致した訳でありますかその内又工事につきましては予定価額内の落札致しまして指名競争入札によりまして落札しておりますか99号におきましては再度入札致しましての結果落札者かおりませんのでその参加者の内で一番低い人と随契を致しまして予定金額で契約を結ぶたいという案でございます。それでその内容を説明申し上げますと、99号の方から申し

上げます。新城地内の街路
改修工事であります。この方は
新城の区画整理組合加わって
いる地域の工事でありまして
組合の方から市の方に寄附金
を出しましてその寄附金を使
って工事を執行する訳であ
ります。それから一部区域外
で夕名の地主が負担をしまし
て寄附金として納付しまして
行う。両方の工事になってあり
ます。金額寄附金によるところ
の工事であります。これは指名
業者が安村組 大城重機、大
田重機、多和田組、丸長組
吉雄組、共立建設、南洋土
建、玉城重機、三球建設、
琉球建設、~~建設~~団地、カレン建
設、伊佐建設という風な。
13業者に指名をしております。
それで棄権が大田重機
玉城重機であります。大田
重機の場合外の工事落
札しているために棄権をさ
せる様でございます。入札の
結果は当初の場合に安村
組が28,350千円、大城重機
が28,600千円、多和田組 22,
600千円、丸長土木が27,000

ドル、吉雄組 加 24,000 ドル、
共立建設 加 24,500 ドル 南洋
土建 加 25,000 ドル、三球建設
加 27,000 ドル、琉球団地 加
23,850 ドル であり、再
度入札の結果 加安村組 棄
権、大城重機 加 22,400 ドル、
大田重機 棄権、夕加田組
21,700 ドル、丸長土木 棄権、
吉雄組 22,200 ドル、共立建
設 22,500 ドル、南洋土建
棄権、玉城重機 棄権、三
球建設 棄権、琉球団地 棄
権、丸建建設 加 22,250 ドル
伊佐建設 加 棄権 となり、
おりました。夕加田組 加 21,700
ドルの方が一番低く、
おりました。予定額の 19.810
ドルであり、随契致したい
と言ふ事であり、その方が
議案 100号の方であります。こ
の方は真栄原、新町入口、
現在 67年度の予算繰越
をして実施しております。工事
の続きであります。この
指名業者は先申し上げた
ものと同じであります。この
結果を申し上げますと 安村
組 22,800 ドル、大城重機

29,900 千円、大田重機 23,617
5,817 千円、多和田組 28,200
千円、丸長土木 27,500 千円、
吉雄組 26,500 千円 共立建設
か 25,800 千円 南洋土建 28,
500 千円、三球建設 31,000 千円
玉城重機 棄権、琉球用
地 棄権、丸建建設 28,800
千円 伊佐建設 27,000 千円で
ありまして、大田重機の方予
定価格内で落札致してお
ります。

次に議案 98 号でござります。
この方は工事場所が同じ真
栄原でござりますか真栄原
の十字路から少し戎如古
側に寄りまして旧県道が
ござります、この旧県道を
利用しまして真栄原のセー
ラー川に排水する工事
でござります、これは一般土木
補助事業になっております。
この方も指名業者は同様で
ござります。安村組 17,500
千円、大城重機 16,800 千
円、多和田組 18,400 千円、丸
長土木 15,300 千円、吉雄組
16,200 千円、共立建設 16,30
0 千円、南洋土建 20,000 千円

玉城重機 棄権 大田重機
18,299.28 三球建設 17,500
丸. 琉球田地棄権 丸建
建設. 16,950丸. 伊佐建設
17,500丸の入札額になつて
ありまして 大田重機の方が
予定額の18,800丸内になり
まして 落札決定してあります。
そこでこの工事の一人の
業者が落札してありまして
立合の場合に丁度議会議会
が始まりまして 市長 助役 議会
に出席してありまして、それ
から収入役も政府に出張
がございまして 丁役の立合
は致しておりません。建設課
の方でやる様に命じました
が、そう言う！工事を落札
した場合に次は遠慮する
と言う申し合わせをしてたか
うた為に又落札したと言
う結果になりました。我々も
非常に心配致しまして、こ
う言う事は相当慎重にやらん
といかんと思ひまして、その
後色々銀行を通じまして信
用の調査を依頼致しまして
調査させた訳であります。
琉銀支店との直接の取引は

ごさいませんか。それで本店に
問い合わせまして、琉銀本店の
方には取引がある様でござい
ますか。取引関係に於いては
可であると言う様な事であり
ます。沖銀におきましては、取
引がありまして今のところ貸
付はない様でありますか。
予金はある様であります。そ
の点は心配致しましたが、そ
う言う調査結果でございま
すので大丈夫かと思っております。
それから保証金の額
につきましては現行条例にお
きましては100分の5でござい
ますか。1人が2つの工事
をやっておりますので、それよ
り少し減いて約半額にし
てあります。それから99号の
方もこれは随契でございま
すので、いわゆる予定額内に
もって来て見積りより低く契
約致しました為、この方も
規定よりは契約保証金は減
いてございします。以上で終
ります。

議長 以上を案に対する質疑を許し
ます。

議長	暫く休憩致します。(3:52)
〃	再開致します。(3:53)
8着	<p>契約の期限について現在まで市の工事は住民のみに依ると非常に期限が長すぎるとある業者においては、一応仕事をやってとして途中で仕事を休んでおるとしてそこでその地域住民の要望によっていわゆる早くしてくれと要望をしたところ、いや期限は何時迄であるかその期限内にやればいいんじゃないかという様な業者にそういう事をいわれたと言う事も聞かされております。そういう意味からおきまして市の決めた期限は余り長すぎませんか。このへんお願いいたします。それかもう一つは要望でございませうか。去った議会でもこういう請負契約を結ぶ場合には、見取図位は提示してそれから一度いって要望しましたか。そういうものの見取図は、今後は場所の見取図はつ</p>

けてもさういふ度い。

議長 暫く休憩致します。(3:56)

〃 再開致します。(4:00)

〃 只今又時21分21秒あります。本日の会議がまた終つておりませぬので時間を延長したいと思ひますか。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ご異議ございませんので時間を延長致します。

〃 暫く休憩致します。(4:00)

〃 再開致します。(4:00)

市長 お答え致します。これは工期が長いと言う事はその工事自体によつて政府 或いは市としてその計画をたてておりますので、それが余り短くなると工事の請負金額にも影響しますのである程度の見積りに合致した様な工期

にしている訳であります。今回の工事見た様な大きな工事にありますと相当長期にわたる様でございいますか。市単独工事の小さい工事につきましては、充分今後を考慮していきたいと考えております。

8番 今先、休憩中にもお話がありましたか。雨とか天災等によつてのものは別にして途中で工事を休んで、そして工事が遅れた業者はおりませんですか。

市長 今迄に又、さ、おりました。

8番 そう言つたものは、契約通り罰則規定がありましたか。それを実施してさう様願います。その道路工事におきましては、即ち特に市街地に於いては道路を整備する期間はこれに面した事業者はいわゆる商売人は商売出来ないの、でございいます。例え商売人でなくともそこに住んでおられる方は非常に不自由を感ずる訳であります。そこで

期間が例えは3ヶ月だったから3ヶ月あればいいんだと言う様な考え方で監督する事なくして一日も早く工事が出来る様五分に監督しとして早目にしていたたきます様。ご要望申し上げ。又、今迄のご答弁にありました様に途中で休んで工期が遅れる様な会社がありました場合にはピシピシ取締めていたたきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

市長 今ご要望の通りに嚴重に監督を致しまして工期通りにやらせる様なあるいは又住民に不便をかけた様な体制にやっけていきたいと思ひております。又今迄工期迄滞しておるものについては色々事情がありまして迄滞金はとってありませんけれども今後こう言う事を一切しない様にやっけていきたいと思ひております。それからついてありますか。この夕和田組の件については随分手を焼いた訳でございまして。くれど

も一番最後の工事が工期以前に完了した工事が小さい工事でありますけれどもありますして工期前に完了する本人も今後充分これをやるという事で今度の入札にも参加させ又、落札致しまして随契約致しまして仮契約を結んでいる様な状態でございます今後充分気をつけていきたいと思っております。

19番 先休憩中にお話しが出ておりましたか99号議案でありますか重機を出すとかトラックを出すとか、そういう条件はついておりませんか。

議長 以上本件につきましては、質疑もつきました様でございますか、質疑を終りたいと思っておりますか、異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 〃 異議ございませんので質疑を終ります。

議長 議案才98号の討論を求めます。討論を省略したいと思
いますか。この異議をい
いますか。

(異議なしと呼ぶ)

〆 この異議をい
いますか。討論を省略
しまして表決に付
します。議案才98号工事請
負契約を結ぶことについては
原案通り可決することに
この異議をい
いますか。

(異議なしと呼ぶ)

〇 この異議をい
いますか。この
よう決定を致します。

〆 議案才99号に対する討論
を求めます。討論を省略
したいと思
いますか。この異議
をい
いますか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 この異議をい
いますか。この
よう決定を致します。

質疑もつきた様でございますので
質疑を終りたいと思っておりますが
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ご異議ございませんので質疑
を終り討論を行います。
討論も省略したいと思いま
すか ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク ご異議ございませんので討論
を省略致しまして、表決に付し
ます。

ク 議案第88号 宜野湾市一般会
計才入才出追加更正予算案
に付しては原案通り可決する
ことにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)。

ク ご異議ございませんので原案
通り可決決定致します。

ク 暫く休憩いたします。(8:30)

議長 再開いたします。(8:35)

ク 以上をもちまして 第56回
宜野湾市議会定例会を閉
ずる事に致しますが、長
時間にゆたり慎重にご
審議下さいました、ご苦
勞さんでありました。これ
で閉会致します。

閉会(8:35)。

上記会誌録の以類は、巻記が記載したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

1968年4月26日

五野市会会長 古波蔵 清次郎

同誌録署名員 又吉 正弘 

同誌録署名員 清 旬 正 等